

試験について

第一次試験

マークシート式試験・論文試験

2020年10月17日(土)

会場設置都市

札幌市／盛岡市／仙台市／福島市／さいたま市／東京(23区)
金沢市／静岡市／名古屋市／大阪市／神戸市／和歌山市／松江市
広島市／高知市／福岡市／長崎市／熊本市／宮崎市／那覇市

第二次試験

面接試験

2020年12月12日(土) 札幌市／東京(港区)／名古屋市
12月13日(日) 大阪市／福岡市

申込受付期間

2020年6月22日(月)～8月4日(火) 消印有効

受験手数料

14,300円(税込)

受験資格

年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず誰でも受験できます。

受験要項

返信用封筒(A4サイズを折らずに入れられる封筒)に210円分切手貼付、宛先明記)を同封のうえ、郵便で右記宛にご請求ください(4月上旬から配布開始予定)。国民生活センターのホームページからもダウンロードできます(通信料はご負担ください)。

<http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>



独立行政法人 国民生活センターとは

独立行政法人国民生活センターは、国や全国の消費生活センター等と連携して、消費者問題における中核的機関としての役割を果たしています。このために、消費生活に関する情報を全国の消費生活センター等から収集し、消費者被害の未然防止・拡大防止に役立てています。

また、消費生活センター等が行う相談業務の支援、商品テスト等を実施し、一人ひとりの消費者が安全で安心な生活を送れるよう、くらしの支援に努めています。

問い合わせ先

試験に関するお問い合わせ・受験要項のご請求

独立行政法人 国民生活センター 資格制度室

〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22

TEL 03-3443-7855

9:30～18:15 (土・日・祝日を除く)

※国民生活センターのホームページでも情報をお知らせしています。

受験申込み方法に関するお問い合わせ

ヘルプデスク

TEL 0476-33-7158

9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

6月19日(金)より開設



独立行政法人
国民生活センター
法人番号4021005002918

くらしの安心 支えます



国家資格 2020年度

消費生活 相談員 資格試験

(消費生活専門相談員資格認定試験)

この試験に合格すると、
消費生活相談員資格(国家資格)と消費生活専門相談員資格の
両方が同時に付与されます。



独立行政法人
国民生活センター

消費生活相談員とは

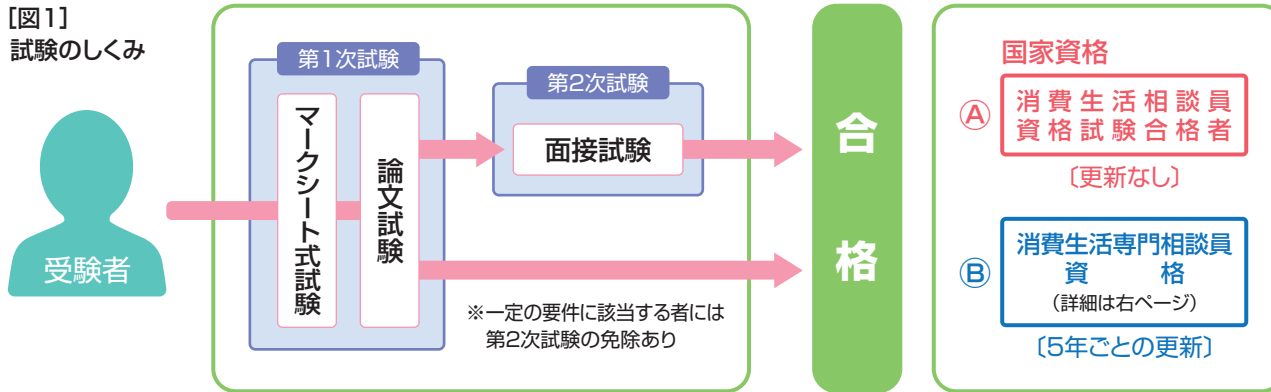
消費生活センター等に所属し、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの苦情や問い合わせ等の相談を受け付け、中立・公正な立場で相談の解決に努めています。

消費生活相談員資格試験について (消費生活専門相談員資格認定試験)

消費生活相談員資格試験は、平成28年4月1日施行の改正消費者安全法に基づき実施される資格試験です(国家資格)。この資格試験は、消費生活相談を行うために必要な知識及び技術を有するかどうかを判定することを目的に、内閣総理大臣の登録を受けた登録試験機関が実施することになっています。国民生活センターはこの登録試験機関として試験を実施します。合格者には、登録試験機関の長である当センター理事長名で合格証を交付します。(図1A)

また、この消費生活相談員資格試験は、当センターが平成3年度から実施してきた消費生活専門相談員資格認定試験を兼ねています。合格した場合、「消費生活専門相談員」(図1B)の資格も同時に付与されます(詳細は右ページ参照)。

【図1】
試験のしくみ



受験対策

1. 出題範囲：

- ①商品等及び役務の特性、使用等の形態
その他の商品等及び役務の消費安全性
- ②消費者行政に関する法令
- ③消費生活相談の実務
- ④消費生活一般
- ⑤消費者のための経済知識

2. 勉強方法(例)：

- ①国民生活センターホームページに掲載中の過去の試験問題
 - ②国民生活センターや消費者庁が発行している書籍
 - ③地方公共団体等が主催する消費生活関連の講座
- ※その他、民間で試験対策講座を実施している場合もあります。

国民生活センターの試験を受けると…

国民生活センターでは、行政で働く消費生活相談員のための公的資格「消費生活専門相談員資格認定制度」を創設し、平成3年度から試験を実施しています(累計資格認定者数6,772人、2020年1月現在)。認定者の多くが、全国の消費生活センター等で消費生活相談員として活躍しています。

この「消費生活専門相談員資格」は、登録試験機関である国民生活センターが実施する消費生活相談員資格試験に合格すると同時に付与されます。なお、「消費生活専門相談員資格」は、5年ごとの資格更新が必要です(更新は任意です。初回の認定は無料ですが、5年ごとの更新時には別途手数料が必要です)。

「消費生活専門相談員」資格保有者へのサービス

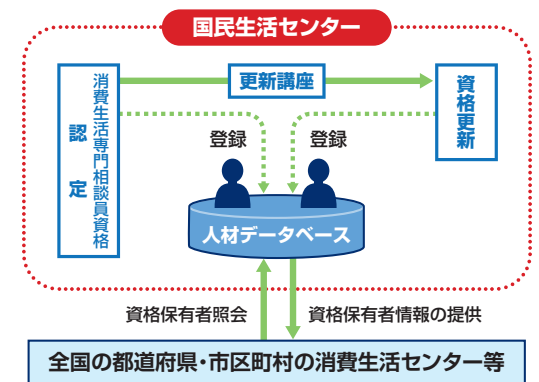
①国・地方公共団体への情報提供

国民生活センターでは、消費生活相談員の採用を希望する国・地方公共団体等から照会を受け、消費生活専門相談員資格認定者の情報を提供しています(希望者のみ)。

②資格更新講座

5年ごとの資格更新には、原則として更新講座の受講が必要です。講座を通して、消費生活相談員として必要な最新の知識を身につけることができます。

【図2】消費生活専門相談員資格保有者へのサービス



採用情報

国・地方公共団体等の消費生活相談員採用情報(掲載依頼のあったもの)を国民生活センターホームページに掲載しています。

http://www.kokusen.go.jp/shikaku/s_saiyou.html